

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 藤倉吉田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡小鹿野町藤倉字境橋八四番 二地先から同郡同町日尾字暮坪一 七六三番一地先まで	秩父郡小鹿野町藤倉字境橋八四番 四地先から同郡同町日尾字暮坪一 七六五番三地先まで	区 間
九・六五〓三八・〇一	四・四五〓一九・八二	敷地の幅員 (メートル)
七二〇・五〇		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備 考